

議案第104号

嘱託職員の報酬等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件  
嘱託職員の報酬の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定し  
ようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

嘱託職員の報酬等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例の一部改正)

第1条 芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例(平成16年条例第13号)の一部を  
次のように改正する。

第5条第2項中「167,600円」を「168,600円」に改める。

(芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例(平成10年条例第20号)の一  
部を次のように改正する。

第6条第2項中「217,100円」を「218,100円」に改める。

(芽室町防災事務嘱託職員設置条例の一部改正)

第3条 芽室町防災事務嘱託職員設置条例(平成26年条例第22号)の一部を次のよう  
に改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 各種訓練の企画及び立案に関すること。

第5条第2項中「191,700円」を「218,100円」に改める。

(芽室町スクールライフアドバイザー設置条例の一部改正)

第4条 芽室町スクールライフアドバイザー設置条例(平成22年条例第13号)の一部  
を次のように改正する。

第8条第1項中「184,800円」を「185,800円」に改める。

(芽室町教育活動指導助手設置条例の一部改正)

第5条 芽室町教育活動指導助手設置条例(平成12年条例第47号)の一部を次のよう  
に改正する。

第5条中「9人以内」を「10人以内」に改める。

第8条第1項中「207,800円」を「208,800円」に改める。

(芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部改正)

第6条 芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例(昭和47年条例第42号)の一部を

次のように改正する。

第8条第1項中「184,800円」を「185,800円」に改める。

(芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部改正)

第7条 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例（平成11年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「184,800円」を「185,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

嘱託職員の報酬の基準としている芽室町の行政職給料表の改定が行われたことから、これに準じ、嘱託職員の報酬を改定するため、関係条例を整備しようとするものであります。

防災事務嘱託職員については、職務内容の見直しに伴い報酬を改正しようとするものであります。

芽室町教育活動指導助手については、報酬改定の他、子どもたちの学力向上及び個に応じたきめ細やかな指導の展開のため、小学校全学年で少人数学級編制を実施するにあたり、教育活動指導助手の定数を9人以内から10人以内に改正しようとするものであります。

芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>168,600円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>167,600円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>218,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(報酬)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>217,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

芽室町防災事務嘱託職員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(職務)</p> <p>第2条 嘱託員は、次に掲げる事項を分担する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>各種訓練の企画及び立案に関すること。</u></p> <p>(3) その他防災に関連する事務</p> <p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>218,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 嘱託員は、次に掲げる事項を分担する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) その他防災に関連する事務</p> <p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>191,700円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>185,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>184,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>

芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(定数)</p> <p>第5条 指導助手の定数は、<u>10人以内</u>とする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第8条 指導助手の報酬の額は、月額<u>208,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(定数)</p> <p>第5条 指導助手の定数は、<u>9人以内</u>とする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第8条 指導助手の報酬の額は、月額<u>207,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>

芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部改正新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>185,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>184,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>



芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部改正新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
<p>(体験指導員の報酬)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>185,800円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(体験指導員の報酬)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>184,800円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

嘱託職員の報酬等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	

## 嘱託職員報酬改正新旧対照表

名 称	報酬月額(30年度)	報酬月額(29年度)	改正差額	行政職給料表
上美生出張所属託職員	168,600	167,600	1,000	1級-41号俸
ふるさと交流センター長	218,100	217,100	1,000	1級-73号俸
防災事務嘱託職員	218,100	191,700	26,400	1級-53号俸 ↓ 1級-73号俸
スクールライフアドバイザー	185,800	184,800	1,000	1級-49号俸
教育活動指導助手	208,800	207,800	1,000	1級-65号俸
生涯学習推進アドバイザー	185,800	184,800	1,000	1級-49号俸
ふるさと歴史館体験指導員	185,800	184,800	1,000	1級-49号俸